

付 議 第 2 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部 を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の目的

職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、主管する各課の分掌事務に退職手当管理機関の業務を規定しようとするもの。

- * 「退職手当管理機関」：地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいい、在職中の非違行為について、退職金の不支給や返納等の処分等を行う。

2 改正の主な内容

次の各課（職員の懲戒を主管する課）の分掌事務に、「退職手当管理機関に関すること」を加える。

- (1) 総務福利課（事務局及び教育機関の職員に係るものに限る。）（第10条）
- (2) 小中学校課（公立の小中学校の教職員に係るものに限る。）（第12条）
- (3) 高等学校課（県立高校及び市町村立高校の教職員に係るものに限る。）（第13条）
- (4) 特別支援教育課（公立の特別支援学校の教職員に係るものに限る。）（第14条）

3 施行期日

公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成21年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

（13）退職手当管理機関に関すること（事務局及び教育機関の職員（退職をした者、遺族及び相続人を含む。）に係るものに限る。）。

第12条中第11号を第12号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）退職手当管理機関に関すること（公立の小中学校の教職員（退職をした者、遺族及び相続人を含む。）に係るものに限る。）。

第13条第1号中「限る。」を「限る。次項において「市町村立高校」という。」に改め、第20号を第21号とし、第2号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）退職手当管理機関に関すること（県立高校及び市町村立高校の教職員（退職をした者、遺族及び相続人を含む。）に係るものに限る。）。

第14条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）退職手当管理機関に関すること（公立の特別支援学校の教職員（退職をした者、遺族及び相続人を含む。）に係るものに限る。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会行政組織規則 (抜粋)

本則

第2章 事務局

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(総務福利課)

第10条 総務福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) 略

ω (3) 事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、公務災害補償、
服務その他の人事に関すること。

(4)～(11) 略

(12) 退職手当に関すること。

(13) 退職手当管理機関に関すること(事務局及び教育機関の職員であつた者
で退職をしたもの(当該者の遺族等を含む。)に係るものに限る。)。

(14)～(16) 略

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立及び市町村立(以下「公立」という。)の小学校及び中学校(以下
「小中学校」という。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関する
こと。

旧

高知県教育委員会行政組織規則 (抜粋)

本則

第2章 事務局

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(総務福利課)

第10条 総務福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) 事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、公務災害補償、
服務その他の人事に関すること。

(4)～(11) 略

(12) 退職手当に関すること。

(13)～(15) 略

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立及び市町村立(以下「公立」という。)の小学校及び中学校(以下
「小中学校」という。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関する
こと。

(2) 退職手当管理機関に関すること（小中学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。

(3)～(12) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校（以下この条において「県立高校」という。）及び市町村立の高等学校（定時制の課程に限る。次号において「市町村立高校」という。）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2) 退職手当管理機関に関すること（県立高校及び市町村立高校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。

(3)～(21) 略

(特別支援教育課)

第14条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公立の特別支援学校の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2) 退職手当管理機関に関すること（公立の特別支援学校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。

(3)～(11) 略

(2)～(11) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校（以下この条において「県立高校」という。）及び市町村立の高等学校（定時制の課程に限る。）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(20) 略

(特別支援教育課)

第14条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公立の特別支援学校の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(10) 略